

○財務省告示第三百四十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月六日
財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
の条項及びそ

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財

六		五
イ	ロ	イ
発		方募
入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国	入 価 ・ 別 債 国	入 価 法 入
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市	札 格 第 参 市	札 格 決
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市	発 競 行 争	定 の
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場		

た 条 億 債 の に 六 つ 定 う 額
 利 第 三 に 規 関 千 い に ち 面
 付 一 百 つ 定 す 四 百 は づ 財 額
 国 項 二 い に る 百 七 額 政 六
 債 の 十 て 基 法 十 額 発 法 千
 に 規 万 は づ 律 五 面 行 し 四 百
 つ 定 円 、 額 発 行 十 六 、 利 第 一 項
 い に 基 同 面 行 し 六 条 別 千 国 債 の
 は づ 法 金 た 利 第 一 会 計 億 に 規
 、 き 第 六 付 二 百 国 項 計 億 に 規
 額 発 行 十 二 百 国 項 計 億 に 規
 面 行 十 二 百 国 項 計 億 に 規
 金 し 二 百 国 項 計 億 に 規

込 募 各 当 も 各
 み 限 国 て の 申
 の 度 債 る か 込
 応 額 市 。 ら み
 募 額 の 場 特 そ の う
 額 を 範 別 ち ち
 を 割 内 参 募 募 額 価
 り 割 にお 者 額 を 順 格 の
 当 割 り いて 各 の 割 高
 て る 。 各 の 割 高 い
 申 込

発 別 に ご 務
 行 参 よ と 大
 と 者 発 応 が
 い ・ 行 募 各
 う 第 (限 国
) II 以 度 債
 非 下 額 市
 価 一 を 場 特
 格 国 債 定 別
 競 争 市 る 参
 入 場 も 加
 札 特 の 者

九	八	ハ					ロ					七	ハ					ロ																	
		振替単位	最額面金	行争入札発	非争入札発	者・第Ⅱ加	特参加	国債市場	行争入札発	非争入札発	者・第Ⅰ加		特参加	国債市場	入札発	価格競争	払込金額		行争入札発	非争入札発	者・第Ⅱ加	特参加	国債市場	行争入札発	非争入札発	者・第Ⅰ加	特参加	国債市場							
額の記載数倍の金額による最も額の金と	振替法の規定による最低額の金	五万円					千十三億二千六百八十万円						五百八十一億三千三百九十万円	六千三百六十三億百九十五万円													十億円	国債について、額面金額で千二	条の規定に基づき発行した利付	特別会計に関する法律第四十七	で五百八十五億円	た利付国債について、額面金額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六	額で二百一億三千二百五万円

十 十
三 二

十 十
イ 一
ロ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

十 額 十 額 平 平
四 面 錢 面 成 成
銭 金 以 金 二 二
額 上 額 十 十
百 の 百 四 四
円 それ 円 年 年
に ぞ につ 十 十
つき れの 月 月
九 九 九 十 十
十 十 十 五 五
九 九 九 日 日
円 円 円 募 募
三 格 格 三 三

(一) 年

一 募 入 九 パーセント
は、募入決定の通知を受け、
式に、払込金額を加え、次の算
式により規定する。期に払い込
むものとする。 $\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9 \times 25}{100 \times 365}$

(二)

発行時において、その利率に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録さるもの口
座に記した前記(一)の算式の
よりに算出した金額から該金
額に百分の二十・三・五を乗
じ、た金(たし、取当する者
を發行時においたし、取得する者

十四 初期利子

が非居住者又は外国法人である
る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。
平成二十五年三月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還金

平成五十四年九月二十日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十四年十月十五日